

○福島地方水道用水供給企業団情報公開 ・個人情報保護審査会条例

〔平成 30 年 4 月 1 日
条例 第 3 号〕

（設置）

第1条 福島地方水道用水供給企業団情報公開条例（平成 30 年条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び福島地方水道用水供給企業団個人情報保護条例（平成 30 年条例第 2 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 情報公開条例において例によることとされた福島市情報公開条例（平成 10 年条例第 1 号）第 15 条第 1 項又は個人情報保護条例において例によることとされた福島市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 2 号）第 27 条の 2 第 1 項の規定による諮問に応じて調査審議し、答申すること。
 - 二 個人情報保護条例において例によることとされた福島市個人情報保護条例第 9 条第 4 項に規定する意見を述べること。
- 2 前項に定めるもののほか、審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について、福島地方水道用水供給企業団に対して意見を述べることができる。

（組織等）

第3条 審査会は、委員 3 人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから企業長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審査会の最初に開催される会議は、企業長が招集する。

2 会長は、審査会の会議の議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会の審議は、非公開とする。ただし、答申の内容は、公表する。

（審査会の調査権限）

第6条 審査会は、第2条第1項第1号に規定する調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員、事業者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。